

現状変更等の内容及び実施の方法

1 土蔵北側に増築した倉庫の取壊し

増築した倉庫は土手の際に建てられおり建物の一部が地面から浮いている状態で、土蔵の壁が引っ張られる形となっている。土蔵に悪影響を及ぼしているため、倉庫を取壊し土蔵の保護を図る。

2 墓石や石造の整理

昨年亡くなった住職の墓を建てたいが、歴代住職の墓地には新たに建てるスペースがないため敷地内の別の場所に建てる。これに伴ってその周りに点在する石造（昭和40年ごろ設置）を一行に並べ整理をする。

3 座禅堂の北東側に修行僧用のシャワー設備の設置するための建物の増築

現在の廊下に沿って増築をしてシャワー室として使用。約99㎡（546cm×182cm）また、増築に伴い屋根も雪対策として現在より高い位置から勾配を付けて設置する。

なお、増築場所は建物の裏側に位置し、人目には触れない場所である。

増築する外観は周りの既存の建物との調和を図るよう十分配慮する。

4 庫裏西側の池の水抜き

以前は水の流れがあったが、現在は溜まり池となっているため草が生い茂り、ボウフラが湧いて困っていることから、水を抜き衛生管理を図る。現在の排水用の管を水の位置まで下げて水抜きする。

5 施設内の水回りの整備

下水道の配管工事に伴い深さ60cm～110cm×幅50cmの掘削を行う。

6 土蔵の剥がれた壁の修復

壁が一部剥がれ落ちているため、応急措置として外装材を施し、外観の修復とこれ以上剥がれるのを防ぐ

7 庫裏の屋根のぐし（鬼板）の修復

屋根の左右にある木製の鬼板の傷みが激しく、同じ型枠の鉄板をかぶせ修復する。

8 庫裏の脇にある桜の木の伐採

枝が庫裏の屋根の上に覆いかぶさってるため、雪の重み等で枝が折れて屋根を傷める心配がある。また、木の根によって周りの石造や墓石を持ち上げていることから伐採をして建物等の保護を図る。なお、抜根は行わず根元からの伐採とする。

9 改修工事に伴う重機の搬入

重機の移動には鉄板を敷き、遺跡を破壊しないよう十分に配慮をする。

10 庫裏及び座禅堂の内装工事

トイレの水洗化、床や台所の改修（詳細は資料のとおり）を行うが、外観にもかかわる台所等のサッシの取付については、茶系色を使うなど既存の建物として違和感のないよう調和のとれたものとする。

正受(利)科 国 3 = 1/250

